明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働九二）　一

○ＰＦＯＳ又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（厚生労働・経済産業・環境二）　二

○自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）　二

〔告　示〕

○寛仁親王殿下が薨去された件（宮内庁五）　二

○市の境界確定（総務二〇六）　二

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同二〇七）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務二三二）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇八）　四

○保安林の指定をする件（農林水産一五三三～一五四九）　四

○保安林の指定を解除する件（同一五五〇～一五五二）　七

○電気事業法第百十二条の二第二号の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件（経済産業一三三）　八

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通六八五）　八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同六八六）　八

○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一四〇～一四四）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（同一四五）　九

○道路に関する件（四国地方整備局九八、九九）　九

○道路に関する件（九州地方整備局一〇六、一〇七）　一〇

〔国会事項〕

内閣　宮内庁　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

法　務　一一

公証人任免（法務省）　一一

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

省　令

厚生労働省令第九十二号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第五項第三号トの規定に基づき、日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者医療給付に関する事務

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働省
経済産業省
環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号の規定に基づき、ＰＦＯＳ又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十四年六月八日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

ＰＦＯＳ又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令

ＰＦＯＳ又はその塩（以下「ＰＦＯＳ等」という。）の製造設備に関する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　製造設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、形状、寸法又は常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力に応じ、十分な強度を有するものであること。